

平成29年皆野町農業委員会第3回定例総会議事録

1. 開催期日 平成29年3月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時20分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	出席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	出席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	欠席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
4件
- 議案第3号 農用地利用集積計画について
1件

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。本当に春らしくなってきたわけですが、桜の蕾もここ何日かで大きくなって、あと一週間も経つと秩父でも開花するのかなという状況でございます。また、そんな中で、春になるとなかなか忙しくなるわけですが、どうも今年の冬は今までにない雨量の少ない冬であったと思っております。そういったことで、農作物にも影響が出るように思われるわけですが、この辺でお湿りがあればいいなと願っているわけでございます。

また、今日はこの後、畑わさびの講習会がございます。これは、なんとか皆野の特産をとということで、普及所の指導をいただいて、取り組もうとしている事業の一つでございます。私も私なりに干し芋に挑戦していますが、この歳になって、なんで新しいことをやるんだという批判も、家の中でもあるわけですが、皆野の特産が一つでも増えていけばいいなと願っている状況でございます。そんな中で、畑わさびも、売れ残ったら粕漬け等にして、加工もできるという話しも聞いておりますので、皆野の特産として取り組んで、農業委員の皆さんも積極的に取り組んでいただいて、また、そういうものがヒットしていくことを願う限りでございます。

そんな中で、今日は第3回の定例総会ということで、平成28年度も今月で終わるわけですが、今日は大勢の方にご出席いただきまして、総会ができますこと、心強く思っております。

また、22日のジャガイモ栽培体験の前準備ということで、振興部会の方々にお願いをしてきたんですが、他の委員さんにも大勢出ていただいて短時間で準備も整いまして、明日の作業が支障がないような形で進められればと願っております。一つ、明日もご協力をお願い致します。

また、議案の方につきましても、皆さんが真剣に、また慎重にご審議いただきまして、議事の進行にご協力いただきたいと思いますようお願い申し上げます。よろしくご協力をお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。議長を四方田会長にお願い致します。

四方田議長

それではさっそく議事に入りたいと思います。

ただいまの出席委員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年皆野町農業委員会第3回定例総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って、議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、日野沢区域担当、高橋清勝推進委員の1名でございます。

次に議事録署名人に、

6番、高橋健一委員

7番、若林治委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

6番、高橋健一委員、

7番、若林治委員にお願い致します。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題と致します。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の高橋清勝委員ですが、本日欠席の届出が出ています。替って農業委員として、地区担当の5番、門平眞一委員に対象農地の状況について説明を求めます。

5番
門平委員

はい。3月17日に事務局と高橋委員と現地を見てまいりました。

場所としましては、前回、前々回に申請があったところと、隣接地にありまして、案内図は省略させていただきますが、公図を見ていただきたいと思います。

〇〇〇〇番は道路に面しておりますが、道路から2mは植えないという話してございまして、前回よりは密度は粗いですが、クヌギが何本か植えてありました。

〇〇〇〇番は、自宅のすぐ裏で、お茶が植えてありまして、その上に、同じようにクヌギが植えてあります。こちらは、密に植えてありました。

このように植林をしてあるということでございます。前回のような形で、山林にしたいという本人の意向かと思いますが、よろしくご審

議をお願いしたいと思います。
以上です。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。
ここで事務局から、農地法第4条の規定による許可申請書の取り下げについて、報告があります。

事務局

報告をさせていただきます。前回の総会で、審議決定致しました、〇〇〇〇氏の太陽光発電施設の設置を目的とした農地法第4条の申請ですが、平成29年3月7日に取り下げ申請がございまして、受付後、取り下げ処理を行いましたので、報告致します。
取り下げの理由としましては、4条申請を5条申請に切り替え、〇〇〇〇として、太陽光発電施設を設置するというもので、すでに5条申請を受け付け、今回の議案第2号で審議対象となっております。
以上です。

四方田議長

事務局からの説明のとおり、前回総会で審議承認しました、〇〇〇〇〇さんの太陽光発電設置を転用目的とした、農地法第4条申請が取り下げになったとのことです。
申請者を〇〇〇〇氏と、〇〇〇〇氏個人として、農地法第5条の申請に換え、次の議案、第5条申請で再審議することになります。
続いて議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題と致します。
番号1について、審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局	(事務局朗読)
四方田議長	この議案については、少し特殊な内容になっているようです。内容 と経緯について、事務局から説明をさせます。
事務局	(事務局説明)
四方田議長	説明のとおり、申請地一帯の不法開発について、県と町が開発者の 〇〇〇〇を交え、是正計画検討会議を行っていること。 更に、是正計画検討会議により、不法開発が是正に向かって動きが あることなど、現地の状況も併せて詳しく説明してもらいました。 申請地の状況も理解できましたので、区域担当推進委員と地区担当 農業委員の補足説明は省略し、早速ですが本件に対する質疑を行いま す。
出席委員	(なしの声あり)
四方田議長	質疑がございませんので、これより採決を致します。 本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しと する委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
四方田議長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を附して県知事あて進達することに 決定致しました。 続いて番号2について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
四方田議長	本件については、第4条申請として前回総会で審議した申請箇所と 同一になります。現地の状況説明は省略し、これより本件に対する質 疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田議長	質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して、県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続いて、番号3について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

はい。17日の日に、事務局と吉岡委員と3人で、現地の確認に行っていましたので、説明致します。

番号3について、説明致します。

13ページの案内図をご覧ください。○○○の○○○のところの、○○の交差点から○○○に向かって行きますと、○○○の斜め手前に上に登っていく道がありますが、この道を100mくらい行った右側が申請地になります。

ここは、昨年8月に申請があった場所で、本来なら、完了届を出してから申請を出さなければならぬところですが、現況を見たところ、既に砂利が敷いてありまして、これは問題ではないかと、事務局に聞いてみたところ、手続きは問題ないということでした。

14ページの公図をご覧ください。

周囲はこのように住宅地になっておりまして、点在した農地が多少ありますけれども、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

ご苦労様でした。農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

3番
吉岡委員

田島推進委員の説明のとおりでございますが、○○の○○○のところ、○○に入っていく細い道がありますが、そのつきあたりのところ

ども、その後、その土地は造成がされておりまして、今現在は、造成が済んでおります。そうした状況でございますので、今回、使用目的の変更ですので、特に問題はないと見て参りました。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

四方田議長

農業委員として、地区担当の2番、葦原義人委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

2番
葦原委員

扇原委員、事務局と現場を見てまいりました。

もし、この申請地に建物が建ってしまうと、住宅に日が当たらなくなるので、駐車場として使用するのが良いと思いました。

その他に関しては、扇原委員の説明したとおりですので、よろしくお願い致します。

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを良しとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続いて議案第3号、農用地利用集積計画について1件を議題と致します。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、皆野町が作成する農用地利用集積計画を承認することをよしとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は皆野町が作成する農用地利用集積計画を承認することに決定致しました。

以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。

ありがとうございました。